
KOSUZO®の

刑法

実況中継版

警察教科書対応



目次

ガイダンス	1
第1回 刑法の基本	7
1 刑法とは	7
2 罪刑法定主義とその派生原則	8
第2回 犯罪の成立要件	12
1 犯罪の成立要件とは何か	12
2 犯罪の成立要件その1	13
3 犯罪の成立要件その2	15
4 犯罪の成立要件その3	16
第3回 構成要件要素	19
1 はじめに	19
2 構成要件要素	21
第4回 不作為犯	23
1 作為犯と不作為犯	23
2 問題の所在	24
3 真正不作為犯と不真正不作為犯	25
4 不真正不作為犯の成立要件	26
第5回 因果関係	30
1 因果関係の有無を検討する必要性	30
2 因果関係の有無の判断の仕方	32
3 判例	36
第6回 正当防衛	37
1 違法性阻却事由	37

2 正当防衛とは何か	39
3 正当防衛の効果	40
4 正当防衛の要件	40
5 過剰防衛	43
第7回 緊急避難	45
1 緊急避難とは何か	45
2 緊急避難の効果	47
3 緊急避難の要件	48
4 業務上特別の義務のある者の特則	50
第8回 法令または正当な業務による行為など	52
1 法令による行為	52
2 正当な業務による行為	53
3 その他の違法性阻却事由	53
第9回 責任能力	56
1 責任とは何か	56
2 責任能力とは何か	57
3 責任能力を欠く者	57
4 限定責任能力者	59
第10回 故意	61
1 故意犯処罰の原則	61
2 故意の定義	63
3 未必の故意	64
第11回 錯誤その1	66
1 錯誤とは	66
2 事実の錯誤	69

第12回 錯誤その2	77
1 違法性阻却事由の存在の誤信	77
2 法律の錯誤	79
第13回 未遂犯と不能犯	82
1 未遂とは何か	82
2 未遂犯の成立要件	84
3 障害未遂と中止未遂	86
4 中止未遂	87
5 不能犯	90
第14回 共犯その1	92
1 単独犯と共犯	92
2 共同正犯	94
第15回 共犯その2	99
1 教唆犯	99
2 幫助犯	104
3 共犯と身分	107
第16回 罪数	111
1 罪数とは	111
2 一罪と数罪の見取り図	113
3 本来的一罪	114
4 数罪	119
5 観念的競合	120
6 牽連犯	121
7 併合罪	121
第17回 刑法の場所的適用範囲	124
1 刑法の場所的適用範囲とは	124

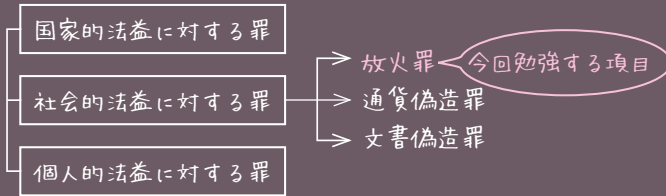
2 原則と例外	124	3 未遂・予備	163
第 18 回 公務執行妨害罪	127	4 自殺関与罪・同意殺人罪	164
1 国家的法益に対する罪とは	127	第 24 回 暴行罪・傷害罪・傷害致死罪	166
2 公務執行妨害罪とは	128	1 暴行罪とは	166
3 保護法益	128	2 暴行罪の成立要件	167
4 成立要件	129	3 傷害罪とは	170
第 19 回 賄賂罪	139	4 傷害罪の成立要件	171
1 賄賂罪とは	139	5 傷害致死罪とは	174
2 収賄罪の基本構造	141	第 25 回 強制わいせつ罪・強姦罪	176
3 収賄罪の類型	142	1 強制わいせつ罪とは	176
第 20 回 放火罪	147	2 強制わいせつ罪の成立要件	177
1 放火罪とは	147	3 強姦罪とは	182
2 放火罪の類型	147	4 強姦罪の成立要件	183
3 現住建造物等放火罪	149	5 親告罪	186
4 非現住建造物等放火罪	150	第 26 回 住居侵入罪	187
5 建造物等以外放火罪	151	1 住居侵入罪とは	187
第 21 回 通貨偽造罪	153	2 住居侵入罪の成立要件	188
1 通貨偽造罪とは	153	第 27 回 窃盗罪	193
2 通貨偽造罪の成立要件	153	1 窃盗罪とは	194
第 22 回 文書偽造罪	156	2 窃盗罪の成立要件	194
1 文書偽造罪とは	156	第 28 回 強盗の罪	205
2 3つのグループ	157	1 強盗罪とは	205
第 23 回 殺人の罪	160	2 強盗罪の成立要件	206
1 殺人罪とは	160	3 2項強盗罪とは	208
2 殺人罪の成立要件	161	4 事後強盗罪とは	209
		5 事後強盗罪の成立要件	210

6 強盗致死傷罪とは	213
第 29 回 詐欺罪	217
1 詐欺罪とは	217
2 詐欺罪の成立要件	219
第 30 回 恐喝罪	224
1 恐喝罪とは	224
2 恐喝罪の成立要件	225
第 31 回 横領罪	228
1 横領罪の種類	228
2 単純横領罪とは	229
3 単純横領罪の成立要件	229
4 業務上横領罪とは	232
5 占有離脱物横領罪とは	233
第 32 回 器物損壊罪	235
1 器物損壊罪とは	235
2 器物損壊罪の成立要件	236
索引	239

第20回 放火罪

《今回の予定》

- 1 放火罪とは
- 2 放火罪の種類
- 3 現住建造物等放火罪
- 4 非現住建造物等放火罪
- 5 建造物等以外放火罪



今回から、**社会的法益に対する罪**の勉強です。その1発目は、放火罪です。これは、建物などに火をつける罪ですね。「放火」という言葉を聞いたことがない人はいないと思いますが、「放火」とは（火をつける）故意のある場合でして、たばこの消し忘れで家が燃えてしまったという過失の場合は「失火」といい、「放火」とはいわないので注意してください。

放火罪で最も大事なものは、放火罪には大きく3種類あり、どのような場合にそれらが成立するかをきちんと見極められることです。

1 放火罪とは

まず、放火罪の典型例を見てみましょう。こんな具合です。



XがAの住む家の壁にガソリンをまいて火をつけ、その家を全焼させた。

この場合の、Xの火をつける行為が、放火罪となります。

2 放火罪の種類

さて、ここが今回の最も大事なところです。放火罪は、火をつける対象に

よって次の3種類に分かれます。

● 建造物等と建造物等以外

まずは「建造物等」と「建造物等以外」（後述の③）に分かれます。建造物「等」には、自動車、電車、艦船などが含まれるのですが、ややこしくなるので最初はそれらは無視してかまいません。要するに、「建物を燃やした場合」と「自転車・オートバイ・自動車などの建物以外を燃やした場合」の2つに分けてください。

● 現住建造物等と非現住建造物等

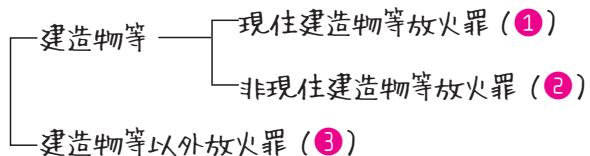
次に、「建造物等」を、「人が住んでいる（あるいはたまたま人がいる）場合」（後述の①）と「そうでない場合」（後述の②）に分けてください。人に危険がおよぶ可能性がある場合とそうでない場合を区別するのは。「そうでない場合」というのは、たとえば、空き家や誰もいない工場、学校（警備員などもいないことが必要です）などです。



※ 放火罪は、

- ① 人が住んでいる建造物等に火をつけた場合、
 - ② ①以外の建造物等に火をつけた場合、
 - ③ 建造物等以外（自動車など）に火をつけた場合、
- の3種類に分かれる。

- ※ ①を現住建造物等放火罪（刑法108条）、
- ②を非現住建造物等放火罪（刑法109条）、
- ③を建造物等以外放火罪（刑法110条）という。



それでは、次にそれぞれどのような行為が放火罪となるかについて、もう少し詳しく見ていきましょう。

3 現住建造物等放火罪

● 客体

まずは客体が大事です。ここをしっかりと理解することが出発点です。現住建造物等放火罪の客体は、「**現在人が住居に使用している建物**」（現住建造物）または「**現在人がいる建物**」（現住建造物）です（両者をあわせて「**現住建造物等**」といいます）。いずれも、建物の所有権が誰にあるかは関係ありません。

前者の「現在人が住居に使用している建物」とは、住居、住宅のことでして、**放火の犯人を除く**誰かが暮らしている建物です。だから、放火犯が家族と一緒に暮らしている建物に、家族が留守のときに火をつければ、「現在人が住居に使用している建物」に火をつけたことになり、現住建造物等放火罪が成立します。

後者の「現在人がいる建物」とは、住居ではないが、火をつけたときに**放火の犯人以外の者**が実際にいる建物のことです。たとえば、倉庫や物置に誰か（路上生活者も含みます）がいるのに火をつけたという場合です。

● 焼損

もう1つ大事なのが「**焼損**」という言葉です。現住建造物等放火罪は、火をつけた後、建物が「**焼損**」してはじめて成立します（既遂になります）ので、どのような状態を「**焼損**」というかが問題です。



Xが、Aの住んでいる家に放火しようとして、家の脇に積んであった古新聞の山に火をつけて逃走した。しかし、火が家に燃え移る前に、Aが異変に気づいて火を消し止めた。

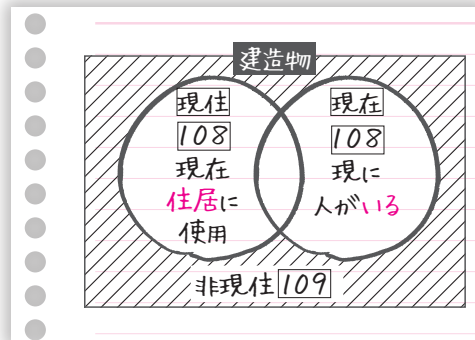
このCASE2では、現住建造物等放火罪は既遂となるでしょうか？判例は、「焼損」とは、**火が媒介物から建造物に燃え移り、独立して燃焼を継続する状態になったこと**としています。これを**独立燃焼説**といいます。そうすると、このケースでは、古新聞（これは媒介物）の火がまだ家に燃え移っていませんから、「焼損」とはいえません。つまり、現住建造物等放火罪は既遂ではなく、未遂にとどまることになります。

でも、独立して燃焼を継続する状態になればよいので、たとえば、天井板30cm四方が燃えたという場合は、「焼損」といえますので、その時点で消し止められたとしても現住建造物等放火罪は既遂となります（そのため、30cm四方が燃えた後に、反省して火を消したとしても、既に既遂になっている以上、中止未遂は成立しません（→89ページ））。

4 非現住建造物等放火罪

● 客体

本罪の客体は、「現在人が住居に使用しておらず、かつ、現在人がいない建物」です。右の図でいうと、2つの円の外側の建物です（斜線部分）。たとえば、誰もいない倉庫、物置というのが典型です。



さて、非現住建造物等放火罪については、現住建造物等放火罪と異なり、火をつけた建物が自己所有か、それとも他人所有かで成立要件が異なることに注意してください。

他人所有の非現住建造物等に火をつけたとき（たとえば、誰もいない工場に火をつけた）は、焼損すれば直ちに成立します（他人所有の非現住建造物等放火罪。刑法109条1項）。

それに対して、**自己所有の非現住建造物等**に火をつけたときは、焼損だ

けでは成立せず、さらに「**公共の危険**」の発生が必要となります（自己所有の非現住建造物等放火罪。刑法109条2項）。「公共の危険」とは、火が燃え広がる危険、言い換えれば不特定または多数の人の生命・身体・財産に対する危険のことです。どういうことかということ、たとえば、周囲に民家や人気のない海岸沿いの持ち家で、自分のみが住んでいて、かつ、ほかに人がいない建物（これは非現住建造物に当たります）に火をつけて全焼させたとしても、周りに人や他人の住居もないのであれば、「公共の危険」はなく、自己所有の非現住建造物等放火罪は成立しないということです。



- 非現住建造物等放火罪については、他人所有と自己所有に区別する。
- 他人所有の非現住建造物等放火罪は、焼損すれば既遂になる。
- 自己所有の非現住建造物等放火罪は、焼損のほか、公共の危険の発生が認められなければ、成立しない。

5 建造物等以外放火罪

これは、オートバイや自転車などを燃やす場合でしたね。そして、建造物等以外放火罪についても、非現住建造物等放火罪と同様、自己所有と他人所有で区別してください。

ただし、非現住建造物等放火罪の場合と異なり、自己所有・他人所有のいずれの場合にも、「公共の危険」の発生が必要です。

たとえば、自分のたばこに火をつけたというとき、たばこは「建造物等以外」といえますが、「公共の危険」は発生していませんので、建造物等以外放火罪は成立しません。

《今回のまとめ》

- 放火罪は、放火する客体の違いにより、現住建築物等放火罪、非現住建築物等放火罪、建築物等以外放火罪に区別される。
- 非現住建築物等放火罪と建築物等以外放火罪は、さらに、他人所有の場合と自己所有の場合に区別される。

罪名	客体		公共の危険
① 現住建築物等放火罪(108)	現に人が住居に使用 or 現に人がいる	建築物、汽車、電車、 艦船、鉱坑	不要 (抽象的危険犯)
② 他人所有の非現住建築物等放火罪(109Ⅰ)	他人所有であって、かつ、 現に人が住居に使用 せず+現に人がいない	建築物、艦船、 鉱坑	
③ 自己所有の非現住建築物等放火罪(109Ⅱ)	自己所有であって、かつ、 上記のもの		必要 (具体的危険犯)
④ 他人所有の建築物等以外放火罪(110Ⅰ)	他人所有の ①～③ 以外の物		
⑤ 自己所有の建築物等以外放火罪(110Ⅱ)	自己所有の ①～③ 以外の物		